

○特殊勤務手当に関する承認事項について

1 条例第33条第21号に規定する人事委員会が認める業務（平成9年12月22日人事委員会指令第33号、平成9年12月22日適用）

(1) 条例第33条第21号イの業務

- ・ 犯罪現場における現行犯（準現行犯を含む。）逮捕の業務
- ・ 人質たてこもり事件における人質救出及び当該犯行現場の直近において行う犯人に対する説得の業務

(2) 条例第33条第21号ロの業務

- ・ 銃器の所持犯罪については、犯人が、銃器の収集を趣味とするような、いわゆる「ガンマニア」である場合を除く。

(3) 条例第33条第21号イ及びロに付随して行われる固定配置の業務（ロの場合にあつては、銃器を使用した犯人の逮捕業務に限る。）

- ・ 配置された場所が、当該現場から見通せる位置にあり、かつ、当該犯人が所持する銃器の有効射程範囲内にある場合
- ・ 犯罪現場の周辺において行われる交通整理及び規制、住民の避難誘導、広報の業務を除く。

(4) 条例第33条第21号ハの業務

- ・ 対立抗争事件を起こしている暴力団の組事務所及び暴力団幹部宅の直近において行われる張付け警戒に従事した場合
- ・ 固定配置の形態により行われるものに限り、通常の業務の途中において当該事務所等の付近を一定時間の間に数回通過して警戒する等により行われる流動警戒の場合を除く。

2 条例第33条第21号に規定する人事委員会が認める業務（平成24年7月10日人事委員会指令第6号、平成24年4月1日適用）

(1) 条例第33条第21号ニの業務

- ・ 保護対象者の直近又は周辺に、警察本部長が指定した身辺警戒員を配置して行う身辺警戒の業務
- ・ 保護対象者の住居、業務を行う場所、行先地の施設等の周辺に警戒員を固定配置して行う固定警戒の業務

3 規則附則第7項第3号に規定する人事委員会が認める作業（令和2年1月17日人事委員会指令第4号、令和2年11月16日適用）

- ・新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した又は発生するおそれがあると県が判断した社会福祉施設であって、新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある患者が現に滞在している施設の内部において行う長時間の連絡調整等の作業

※「長時間の連絡調整等の作業」とは、一日の勤務時間の全部又は大部分を施設の内部に留まって行う作業とする。

4 規則附則第7項第3号に規定する人事委員会が認める作業（令和3年5月31日人事委員会指令第1号、令和3年5月19日適用）

- ・新型コロナウイルス感染症患者一時療養待機所において、患者が現に滞在している状況下で行う長時間の連絡調整等の作業

※「長時間の連絡調整等の作業」とは、一日の勤務時間の全部又は大部分を施設の内部に留まって行う作業とする。